

告 示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店 農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 早朝からの営業となることから、騒音の苦情が発生しないよう近隣住民に配慮した運営を行うこと。また、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(2) 市道二一八号線は、上高野小学校及び西中学校の通学路に指定されている。開店時刻変更に伴い、来客の時間帯が児童生徒の登下校時間帯と重なるため、交通安全に対し十分な配慮をすること。

二 縦覧期間

平成二十八年二月十二日から平成二十八年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター